

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	思春期の子育て支援事業委託について
----	-------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課活動支援係）

## 事業の概要

事業名	思春期の子育て支援事業
担当課	子ども家庭部子ども家庭課
目的	思春期の育ちを支える
対象者	思春期の子どもを持つ保護者及び関係者
事業内容	<p>1 連続講座の開催</p> <p>子どもを持つ保護者や、今後地域で思春期の子どもの援助者になりたい人を対象に、1コース6回連続講座を開催する。定員30名、全4コース。</p> <p>2 シンポジウムの開催</p> <p>連続講座受講者及び一般の区民を対象に開催。200名想定。</p> <p>実施スケジュール</p> <p>4月 講座の講師決定</p> <p>5月 募集チラシ作成</p> <p>6月 チラシ発送</p> <p>7月 講座受付開始</p> <p>8月 受講者への書類作成・発送</p> <p>9月 講座開始 各コース1回目 講座通信作成</p> <p>10月 講座実施 各コース2回目 講座通信作成 ・ シンポジウム案内開始</p> <p>11月 講座実施 各コース3回目 講座通信作成 ・ シンポジウム募集開始</p> <p>12月 講座実施 各コース4回目 講座通信作成</p> <p>1月 講座実施 各コース5回目 講座通信作成 ・ シンポジウム参加者確認</p> <p>2月 シンポジウム準備・開催(各コース6回目)</p> <p>3月 報告書作成、配布、発送</p>

## 件名 思春期の子育て支援事業委託について

保有課(担当課)	子ども家庭部子ども家庭課
登録業務の名称	思春期の子育て支援事業
委託先	NPO法人非行克服支援センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	本事業の対象となる受講者の以下の情報 氏名 性別 住所 電話番号 年齢
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	新宿区協働事業提案制度により採択された事業で、思春期の相談や講座開催に実績のある委託団体が「思春期の子育て支援事業」を実施することで、効果的な事業展開ができ、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	成長に伴うコミュニケーションのとり方の変化など「思春期問題」の概要を全6回の講座で学んでいく。講座は曜日や時間帯を変えて4コース同内容のものを用意し、平日に働いている人や小さい子どもがいる人など、幅広く参加できるように配慮する。 また、講座内容は参加者同士での語り合いなど、ワークショップ形式を取り入れ、自らの気づきを大切にする。講座の最終回(6回目)はシンポジウムを行い、教育機関や区内青少年育成団体など、関係機関との連携を構築し、様々な主体が協力して思春期の育ちを支えることを確認し、今後の活動展開につなげていく。
委託の開始時期及び期限	平成21年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。